

2021年10月13日

名古屋市長
河村 たかし 様

革新市政の会
代表 早川 純午

2022年度名古屋市予算への重点要望書

市民の暮らしの向上のための、貴職の日頃からのご努力に敬意を表します。

さて、私たち革新市政の会は、市民の暮らしを守り向上させる立場から、名古屋市の2022年度予算についての重点要望をまとめましたので、提出させていただきます。

2020年2月に新型コロナウイルスの患者が名古屋市で初めて発生して以来、1年半以上経過しましたが、収束には長期間を要すると言われています。この間、市民の暮らしは疲弊し、労働者、企業、自営業者、文化・芸術関係者、学生、子どもからお年寄りまで、あらゆる人々の暮らしが追い詰められています。

菅政権のコロナ対策は失敗の連続でした。それでも菅首相は「国民のいのちと暮らしを守る、これが政府としての最大の責務だ」といいましたが、まさに、市政の最大の責務は、市民の「いのちと暮らしを守る」ことにつきます。「いのち」をまもるために、医療の体制の確保は急務です。感染拡大を防ぐために保健所の体制の確保とPCR検査の拡充も猶予がありません。「暮らし」をまもるため、市民の生活を保障することは必要不可欠です。そのための財源は、富裕層優遇の減税をやめ、不要不急の積み立てを活用するなどすべきです。

また、市民の「いのちと暮らしを守る」市政は、コロナ禍だけの特別なこととして終わらせるのではなく、常に、市政の基本的な立場として貫かれるべきです。この間に実施されてきた市民の暮らしを守る施策は、継続し充実させていくことが求められています。このことは、名古屋市基本構想にある「憲法の精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活の営める個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」市政運営の基本とつながるものです。

また、昨年、民主主義の根幹を揺るがす不正署名事件がおきました。徹底した事実の解明と責任の所在を明らかにすることを求めるものですが、同時に特定の思想を市政に持ち込み、市政を混乱させることはあってはならないことです。市政の主人公は市民であり、市民本位の市政は、市民が政治に参加できるようにすることであり、市民を対立させ、分断させることではありません。

こうした視点から、私たちは、名古屋市2022年度予算への重点要望を、以下の通りまとめました。貴職に対し、切実な市民の願いとして、真摯にご検討され、実現に力を注いでいただくことを要望するものです。

重点要望書の構成

第1章 「福祉日本一」の名古屋を実現

- I. 市民のいのちと暮らしを支える福祉・医療を守りぬく
- II. 健康で文化的な生活を誰にでも

第2章 子育て支援に全力を

- I. 子どもの権利を踏まえた保育・子育て支援の充実を
- II. どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

第3章 誰もが豊かに安心して暮らせる名古屋に

- I. 「ジェンダー平等社会」を推進するために
- II. 青年をはじめ労働者がいきいき働けるルールを
- III. コロナ危機から中小業者の営業と暮らしを守る
- IV. 市民とともに進む文化、芸術振興施策を
- V. スポーツのあり方を市民本位の施策で

第4章 安全、平和をまもり住み続けられる名古屋へ

- I. 地震・台風などの災害から市民を守る
- II. 大型開発優先でなく、環境にやさしい名古屋づくりを
- III. 「平和都市宣言」に基づき、憲法9条が生きる平和な名古屋を

第5章 「市政の主人公は市民」を貫く市政を

第1章 “福祉日本一” の名古屋を実現

I. 市民のいのちと暮らしを支える福祉・医療を守りぬく

(1) 医療と公衆衛生をまもる

- ① コロナ感染症対応のこの間の教訓から、感染症に備え体制の確立に引き続き全力をつくすこと。
 - ア) ワクチンを希望する市民が確実に接種できるように必要な体制を整えること。
 - イ) PCR検査を医師が必要と判断したら「だれでも、いつでも、何度でも、無料で」検査が受けられる体制を確立すること。
 - ウ) 医療機関、介護・福祉施設、保育園・幼稚園、学校など集団感染のリスクが高い施設で働く職員、利用者、出入り業者には定期的な検査を行うこと。
 - エ) 重症化した感染者が速やかに必要な治療ができるよう入院体制、無症状や軽症者の宿泊療養施設の拡充を行うこと。自宅での待機は感染の恐れがつよく、速やかに回避する体制をとること。
 - オ) 保健所・保健センター、衛生研究所について、人員を含めた抜本的な体制強化を行い、感染症対策以外の業務にも支障が出ないような体制とすること。
- ② 東部・西部医療センターの名古屋市立大学附属病院化にあたっては、救急医療受け入れなど市民病院としての機能を維持すること。また名古屋市からの補助金の削減を行わないこと。市民の十分な合意なく緑市民病院の大学附属病院化を進めないこと。
- ③ 低所得者でも安心して必要な医療が受けられる無料低額診療事業が広がるように、無料低額診療事業を実施する医療機関に対し補助を行うこと。

(2) 子どもと障害者、高齢者の福祉医療制度の拡充を

- ① 障害者医療費助成の所得制限を廃止するとともに、手帳1・2級を所持していない精神障害者の自立支援医療受給者も障害者医療費助成制度の対象とすること。
- ② 後期高齢者の医療費2割負担化を実施しないよう国に強く迫ること。70歳から74歳の高齢者の医療費負担は2割自己負担を1割とし、75歳以上の高齢者の医療費の1割負担は無料とする、市独自の助成制度を設けること。
- ③ 妊産婦医療費助成制度を創設すること。
- ④ 入院時食事療養の標準負担額も医療費無料制度の助成対象とすること。

(3) 安心できる介護保障の充実を

- ① 介護保険への公費負担を当面6割に引き上げることを国に求めるとともに、介護保険料を一般会計からの繰り入れなどにより引き下げること。保険料・利用料の独自の減免制度を設けること。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度とすること。
- ② 要介護認定の責任は名古屋市にあることを明確にし、介護認定業務委託化および集約化については、直営に戻し、早急に適正・公正・迅速な体制を整備すること。
- ③ 厚生院の特別養護老人ホーム廃止を止めること。年金で入れる特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系介護施設を大幅に増やし、特養入所待機者を解消すること。施設入所時の食費、居住費、水光熱費の自治体独自の補助制度を創設すること。
- ④ いきいき支援センターを中学校区単位で設置すること。

- ⑤総合事業は、要支援者への訪問・通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持したうえで上乘せして新たなサービスを行うこと。サービス利用者の「状態像」の一方的な押し付けや、期間を区切った打ち切りはしないこと。
- ⑥介護保険のすべての要介護認定者を、障害者控除の対象とすること。該当者には「障害者控除対象者認定書」を自動的に届けること。

（４）希望するサービスが利用できるように障害者（児）施策の拡充を

- ①障害者差別解消法の改正にともない、障害者差別解消推進条例を改正するとともに、市の施策自身が違反しないよう十分な対策を講じること。市の施策を第三者の立場から点検・指導する制度を設けること。既設の障害者差別相談センターは、市直営事業にし、調整・助言にとどまらない一定の権限を持たせること。
- ②障害者が24時間365日、地域で安心して生活するために、希望する障害福祉サービスが利用できるようにすること。重度の障害のある人の生活を支えるため多機能型小規模入所施設をつくること。また障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にすること。
- ③入院中だけでなく通院のヘルパーも、病院内・診療中の付き添いに対して、名古屋市として補助を拡充すること。通院時コミュニケーション支援事業を拡充すること、また、入院時のヘルパー利用の制限をなくすこと。
- ④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにすること。そのため65歳到達前に障害者本人の利用（意向）状況聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明（介護保険で同等のサービスを利用する料金説明）を行うこと。また介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの支給期間の短縮を行わないこと。
- ⑤圧倒的に不足する障害児の通所療育支援の場を整備し、必要な時期に必要な療育が保障されるよう、名古屋市の責任において各区に療育センターを建設すること。また公立の地域療育センター（西部および北部地域療育センター）について、指定管理者制度の導入、民営化をせず公立公営を堅持すること。

（５）皆保険を支える国民健康保険の改善を

- ①一般会計からの法定外繰入を増やし、払える保険料に引き下げること。当面1人平均1万円の引き下げをめざすこと。
- ②18歳未満の子どもについては均等割を免除すること。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度とすること。法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は、対象者全員に自動適用すること。
- ④新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主も加えること。また被用者などへの傷病手当金の支給を新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても対象となるよう支援すること。（意味不明。今でも傷病手当は支給されているのでは？）
- ⑤今後とも資格証明書の発行をやめること。また保険料滞納者への一律で機械的な差押えを行わないこと。また短期保険証については、有効期限を最低6カ月とすること。滞納者には看過の猶予や処分停止、分割納付の柔軟な運用など、粘り強くていねいな納付相談を基

本に解決すること。

- ⑥生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対して、一部負担金減免制度を実施すること。
- ⑦一部負担金の減免制度については、活用できる基準に改善すること。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知すること。

Ⅱ. 健康で文化的な生活を誰にでも

(1) 利用しやすい生活保護制度と生活困窮者支援の改善を

- ①生活保護の相談・申請にあたっては、「申請書を渡さない」「就労を迫る」など違法な「水際作戦」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給すること。法的義務でない扶養照会を申請者の意思に反して強制しないこと。
- ②新型コロナ禍の生活保護受給手続について、生活保護の申請は国民の権利であることを明らかにするとともに、申請書を誰もが見えるところに置き、手続をしやすくし、申請は速やかに受理し、基本的な生活を確保すること。他自治体への行政たらいまわしをしないこと。
- ③ケースワーカーなど専門職の正規職員を増やし、多すぎるケースワーカー1人当たり担当世帯数を国標準(80世帯)とすること。また担当者の研修を充実させ、利用者に寄り添った援助を個別に丁寧に行うこと。
- ④国に対して、生活保護基準の引き上げ、エアコン設置購入費の支給を全生活保護受給者に拡げ、冷房にかかる電気代は夏季加算として支給するよう求めること。
- ⑤生活保護の医療扶助を「医療券」から「医療証」に変えること。
- ⑥コロナ特例の終了後も申請すればすぐに借りられるよう緊急小口貸付制度の運用を引き続き改善すること。返還にあたっては所得や就労の実態を踏まえた返還免除措置を積極的に活用し、生活を追い詰める取立にならないよう配慮すること。
- ⑦生活困窮者への家賃や光熱水費の補助制度を整備・改善すること。住宅確保給付金についてはコロナ特例の終了後も引き続き柔軟に運用し、希望者にもれなく支給すること。

(2) 市民の「移動」と「居住」の保障を

- ①敬老パスは、利用制限や一部負担引き上げを行わず、所得制限・利用制限のない65歳からの現行制度を守ること。また名鉄・JRなどへ利用を鉄道・バスともに拡大すること。
- ②自動車利用と公共交通の割合の目標を「6:4」(現在64:36)から「4:6」にすることをめざしつつ、当面「5:5」に引き上げ、公共交通の充実を図ること。そのため市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実すること。また市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営を堅持すること。
- ③プラットホームからの転落防止のため、名鉄との相互直通運行を行っている鶴舞線への可動柵設置を急ぐこと。JR東海・名鉄・近鉄に対しても可動柵の設置を強く働きかけること。
- ④高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やすこと。とりわけ高齢単身者の入居対象住宅を増やすこと。老朽化した住宅の建て替えを推進すること。建て替えが困難な老朽住宅については耐震対応と総合的なリフォームを行い、子育て世帯の入居を促進すること。
- ⑤「若者単身・新婚・子育て・ひとり親、高齢者独居・夫婦」世帯に家賃補助等の支援策を実施すること。また若者単身世帯の市営住宅入居を認めること。

⑥住宅リフォーム助成制度を設けること

(3) 消費税減税に尽力を

- ①国に消費税率の引き下げを求めること。
- ②消費税を市の公共料金に転嫁しないこと。

第2章 子育て支援に全力を

I. 子どもの権利を踏まえた保育・子育て支援の充実を

- ①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、子どもの貧困に関する指標の改善を盛り込んだ行動計画を作成すること。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行うこと。
ひとり親世帯などに対する教育・学習支援については、対象の児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大すること。また、「子ども食堂」「無料塾」などのとりくみをさらに支援すること。
- ②「なごや子どもの権利条例」(2020年4月改正)に改正された趣旨と内容、権利相談室「なごもっか」をはじめとする子どもの権利擁護の仕組みをさらに周知すること。とりわけ子どもたちと学校関係者など子どもにかかわる人たちへの周知を徹底すること。
- ③保育を希望する乳幼児には公的保育による保育実施義務を果たすこと。待機児童対策として特例的に緩和された基準を前提にした「詰め込み」はやめ、配置と面積にかかる基準を自治体独自に上乘せ・拡充し、加配保育士を増やすこと。現在進められている市立保育園の民営化は中止すること。
- ④どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立可能な、有資格者で正規職員の配置ができる人件費の確保を、国に要請するとともに市としても予算化すること。
- ⑤認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育サービス水準に格差がないようにすること。とりわけ「民間社会福祉施設運営費補給金制度」の趣旨をもとに制度を維持すること。増加している企業主導型保育事業について、実態把握に努め、改善を要する事項は指導を行うこと。
- ⑥給食材料費を(全年齢において主食費・副食費とも)無償にすること。少なくとも、現行の利用料負担を上回ることがないように、減免制度を実施・拡充すること。
- ⑦学童保育所を小学校区に確保・充実し待機児童をなくすこと。学童保育所への運営費助成を拡充すること。学童保育所の土地及び施設の確保は、市の責任で行うこと。トワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しないこと。
- ⑧児童相談所と一時保護所を増設すること。児童虐待に迅速に対応するためにも、児童福祉司・児童心理司など専門職員の増員を行うとともに、研修システムと待遇の改善を行うこと。

II. どの子も生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) 子どもの就・修学を保障する

- ①就学援助・私学助成の所得制限を緩和し、基準額を見直し対象を拡充すること。就学援助

制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとし、申請は学校だけでなく区役所の窓口でも受け付けるようにすること。就学援助の対象を高校生まで拡大すること。

- ②学区住民の合意のない小学校区の統廃合を行わないこと。また、市立小中高一貫校の設置を検討しないこと。
- ③老朽化した市立高校の校舎のリフレッシュ改修を早急に行うこと。その財源を捻出するために校地の貸付、売却を求めないこと。
- ④高等学校のすべての教室・実習室および災害時の避難所となる体育館への公費による空調設備設置をすすめ、保護者負担をなくすこと。
- ⑤高等学校等給付型奨学金制度を拡充し、市外在住者の市立高校生も含め、希望者全員に給付すること。
- ⑥「不登校」の子どもたちや高校中退者へのアウトリーチ事業を行うこと。
- ⑦特別支援教育の拡充、高校に発達障害生徒などのための特別支援学級を設置し、どの子どもも排除しない教育を推進すること。
 - ア)小・中・高の校舎のバリアフリー化をすすめること。車いすが利用できるトイレの複数設置を図ること。
 - イ)重度の肢体障害児が通える特別支援学校を名古屋東部に設置すること。
 - ウ)若宮商業高校に併設となる高等特別支援学校に十分な予算をつけること。
 - エ)特別支援学校高等部卒業生を対象にした2年間の専攻科を設けること。
- ⑧高校にも公費で生徒一人一台情報端末を実現し、各校の機器整備、コンピュータネットワークの保守管理を行う人員配置をすすめること。
- ⑨女子児童・生徒・学生が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために、女子トイレに返却不要の生理用品を設置すること。
- ⑩児童・生徒・学生が心・体の悩みを気兼ねなく相談できるよう、養護教諭を複数人配置すること。

(2) 学校給食を充実する

- ①小中学校、高等学校夜間定時制の給食については内容を充実し、無償とすること。
- ②小学校の給食については、正規職員を拡充し、民間委託ではなく市の直営に戻すこと。
- ③中学校の給食についても、正規職員の配置、設備の拡充により自校調理方式とすること。
- ④高等学校夜間定時制の給食を維持し、内容を充実すること。

(3) 子どもたちに寄り添える学校にする

- ①新型コロナウイルス感染症対策として、教室の密集回避や不安をかかえる子どもたちへのきめ細かな対応のため、1クラス20人を目標として少人数学級化をすすめること。
- ②いじめ、不登校への対応、長時間過密労働解消のため、正規職員を大幅に増やすこと。一年単位の変形労働時間制は導入しないこと。
- ③教育不足問題を解消するため、国に対して、大学の教員養成課程見直しを要請するとともに、待遇を改善して学校を持続可能にするように努めること。
- ④常勤講師・非常勤講師の病気休暇・育児休業等に対し、予算を拡充して確実に代替教員を補充できるようにすること。
- ⑤物価上昇、新型コロナウイルス感染症対策を考慮して学校運営費を大幅にひきあげること。
- ⑥中学校、高等学校に有資格のスクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ⑦日本語を母語としない児童・生徒に対応する専門的な職員および自動翻訳機を必要な学校

に配置すること。

⑧夜間中学校を市内に必要数配置すること。

（４）防災対策を強化し、子どもの安全を守る

- ①学校の安全点検を行い、建物だけでなく施設・設備の耐震対策を行うこと。
- ②地域の避難場所になっている学校の備蓄・設備の充実や運営体制を充実すること。
- ③防災教育とともに、地域とも連携した防災訓練を充実すること。
- ④原発事故に対する対策を検討し指針を定めること。放射線測定装置を各校に配置すること。

（５）「戦争する国」づくりに向けた教育を行わない

- ①教科「道徳」などによる愛国心教育を強制しないこと。
- ②「戦争を肯定する」育鵬社・自由社の中学校教科書は採択しないこと。
- ③教科書展示会の会場を各区に1カ所は設置し、人員配置に必要な予算を措置し、市民の意見が出しやすくすること。

（６）自然体験や環境教育の充実を

- ①小中高生が利用する野外学習センター、野外教育センターの施設・設備を充実させること。
- ②小中高等学校において環境教育を充実すること。
- ③原発に依存せず、再生エネルギー社会をめざす教育をすすめること。
- ④地球温暖化、生物多様性などの環境課題をSDGsとともに考える教育機会を増やすこと。

（７）主権者教育を充実する

- ①高校における生徒の選挙活動・市民的自由など政治活動を保障すること。
- ②学校における主権者教育を推進するとともに、外部からの政治的・権力的な介入を排すること。
- ③生徒・保護者・地域と共同し、開かれた学校づくりをすすめること。
- ④校則の見直しや制服の制定など、学校のルールづくりには子どもたちが主体的に参画するしくみを整えること。
- ⑤いじめや暴力は明白な人権侵害であり許されない行為であることを学校の共通認識にすること。

第3章 誰もが豊かに安心して暮らせる名古屋に

I. 「ジェンダー平等社会」を推進するために

- ①コロナ禍の下、DV、望まない妊娠、性虐待が増えている。「性犯罪性暴力被害者支援相談窓口」（愛知県作成の案内カード）を小・中学生を含め広く市民に知らせること。
- ②多様な個性を尊重しあう名古屋市の実現へ、ひとり親家庭、LGBT（性的少数者）、名古屋市に住む外国人の人権が保障され、不利益を被ることがないようにすること。
- ③市として、同性愛のカップルを家族とみなす「パートナーシップ条例」（仮称）を制定すること。同性パートナーの市営住宅入居を認めること。
- ④名古屋市がかかわる審議会委員・各委員会の女性の参加を50%にすること。市役所職場の

管理職の女性比率を高めること。

- ⑤男女同一労働・同一賃金を推進すること。
- ⑥憲法、労働基準法、育児休業法などに基づき、産休、男女の育休や介護休暇が完全取得できるよう、企業や学校対象の研修や講演の実施など、周知徹底させる取り組みを強めること。
- ⑦男女平等参画条例にもとづき、職場・地域・家庭における女性への差別、セクハラ、マタハラ、パワハラ、DVへの相談・支援対策をすすめること。
- ⑧性暴力被害者支援ワンストップセンターの増設をすすめること。
- ⑨子どもの発達と心身にそくした男女平等教育、「性の多様性」教育を推進するために、小・中学生が授業で使う副読本をつくること。
- ⑩所得税法 56 条を廃止し、自営業、農業従事者の労働を正當に評価するように国に求めること。
- ⑪日本軍「慰安婦」問題解決のために、日本政府に対し「加害の事実を認め被害女性に対して謝罪と補償を行う」よう求めること。教科書などに『慰安婦』問題を記述して次世代に継承することを強く働きかけること。
- ⑫選択制夫婦別姓を実現する民法の改正と、性暴力を根絶するための刑法改正を国に強くもとめること。

Ⅱ. 青年をはじめ労働者がいきいき働けるルールを

(1) 青年が希望をもって働けるために

- ①青年層の就労支援をはじめ、総合的な雇用対策を推進すること。
- ②働く者の権利をわかりやすく解説したパンフレットやリーフレットを、名古屋市として作成し行政機関の窓口(区役所、HP等)に配置すること。
- ③ブラック企業・ブラックバイトに関する啓発リーフレットを発行し、高校・大学生などに配布するとともに、高校生へは説明会を開催すること。
- ④キャリア教育とともに労働法などの労働教育を充実すること。
- ⑤アルバイト学生は労働法を知らないことや、経営者・店長などとの関係でも無権利状態にありブラックバイトが横行している。愛知労働局や経済団体とも協力して違法状態の解消に努めること。
- ⑥就職を控えた高校3年生や大学生に労働法の基礎を学ぶ場を保障すること。働くものの権利を周知するパンフレットを作成し、学校を通じて配布すること。
- ⑦市独自の大学生などへの給付制奨学金制度・学費減免制度を早急に創設すること。
- ⑧市立大学や中央看護専門学校の授業料の軽減を図り、家庭の年収が400万円以下の学生の入学金・授業料の減免制度を設けること。中央看護専門学校を廃止せず存続させること。
- ⑨コロナ禍で生活が成り立たなくなった若者・学生の生活費の一律給付、水道代免除を行うとともに、若者・学生の相談窓口を設置すること。

(2) 市民が生き生き働けるルールを

- ①コロナ禍にともなう自粛・休業で、休業手当が支払われない労働者が依然として多くいる。市内の企業・事業者に対して支払うよう市長が率先して呼びかけること。とりわけ雇用調整助成金給付制度は大幅に改善されており、休業手当10割の支払いを呼びかけること。また、期限を区切らず収束のめどが立つまで延長することを国に働きかけること。

- ②休業手当が支払われない労働者のために設けられた「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を知らない労働者・学生が多く、収入が減って困っていても申請が広がっていない。愛知労働局とも協力して周知すること。
- ③近年、職場でのハラスメントによる自殺や健康被害、職場環境の悪化などが増加し深刻な問題となっている。2020年4月施行の女性活躍・ハラスメント規制法にもとづくハラスメント対策の義務化等について、名古屋市としても周知・啓発につとめること。同法は罰則を伴う禁止規定がなく、実効性を確保できるかどうか課題となっており、改正を国に働きかけること。
- ④市が発注する仕事にかかわる労働者に、労働報酬下限額を設定するなど、適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すること。公契約現場で働く労働者の報酬単価は時給1500円以上とすること。
- ⑤最低賃金は全国一律で時給1500円とし、これと合わせて中小企業支援の抜本的強化を行うよう国に求めること。
- ⑥コロナ禍のもと、PFI事業、業務委託、指定管理者制度など、市が発注する事業の受託業者で労働基準法等の法令違反が相次いでいることが明らかになった。実態調査をすすめる、法令遵守を徹底すること。
- ⑦「総合評価一般競争入札」には労働条件確保、地域への貢献度、などに加えて環境への配慮、男女平等参画などを盛り込むこと。
- ⑧個別労使紛争などの解決にむけて、関係機関とも協議して市役所や区役所・支所に労働相談コーナーを設置すること。
- ⑨多重債務、雇用問題など住民がすぐに相談できる総合的な窓口を設置すること。
- ⑩民間社会福祉施設において公務員に準じた賃金・労働条件が保障されるよう、財政的な支援と適切な監査・指導をすること。公私間格差是正制度は堅持・拡充すること。
- ⑪介護、福祉、保育職場、とくに障害者福祉施設および介護施設に働く労働者の雇用安定のために、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の趣旨にもとづき、名古屋市として独自の補助制度を創設・拡充すること。
- ⑫急増する外国人に対し、多言語での相談窓口を設けること。窓口を紹介するだけでなく、SNSを活用して、通訳と相談を同時におこなうワンストップサービスとすること。
- ⑬フリーランス（雇用によらない働き方）で働く人たちが増えている。コロナ禍も長期化しており、名古屋市として各種給付金・支援金・補助金・貸付制度の相談および申請支援ができるよう窓口を設置すること。
- ⑭障害者の一般就労につながるよう支援し、名古屋市の障害者雇用率を引き上げること。また障害者を雇用する企業が、権利侵害をすることがないように注意喚起すること。とりわけ名古屋市職員においては、法定雇用率を上回る障害者雇用をし、雇用にあたってはジョブコーチを置くなど職場環境を整え、障害のない人との格差がなくなるようにすること。

Ⅲ. コロナ危機から中小業者の営業と暮らしを守る

（１）国の地方創生臨時交付金などを活用し、中小業者特別支援施策を実施する

- ①名古屋市中小企業振興基本条例にもとづき、施策の検証や充実を図るため、振興会議を設置すること。その際、小規模企業の支援団体として民商・愛商連の代表を委員に選任すること。
- ②コロナ禍における事業継続を支援するため、全事業所を対象にした継続的な直接支援施策

を実施すること。売上げの減少が50%に満たない事業所等、国の支援施策の対象になっていない業種への支援を行うこと。昨年、国が実施した家賃支援給付金と同様の支援を行うこと。

- ③中小業者がワンストップで相談できる窓口を設置すること。そのための十分な人員を配置すること。

(2) 地方税等の減免制度と徴収猶予を行う

- ①コロナ禍で収入・所得が激減することが見込まれる全世帯の住民税減免を行うこと。また、納期限後の減免を認め、遡って減免できるようにすること。
- ②地方税等の徴収の猶予は総務省通達に沿って行うこと。自治体窓口での親切丁寧な相談と徴収の猶予の認定を行うこと。
- ③現在の厳しい生活環境を十分に考慮し、過去に発生した地方税とそれに伴う延滞税についても、特例猶予制度の趣旨に沿った対応を行い、差し押さえ等の強権的な徴収を行わないこと。
- ④休業要請等に伴う協力金や各種給付金を所得認定することにより、税金や社会保険料等の負担が増えることのないよう必要な是正措置を設けるよう国に働きかけること。給付を受けた事業者は営業に困難を抱えている事業者として認定し各種減免の対象にすること。

(3) 全中小業者に必要な資金を融資し、中小業者の経営を守る

- ①国・自治体の中小業者向け融資制度拡充の趣旨に沿い、資金が必要な全ての中小業者に融資を行うこと。
- ②審査に当たっては、コロナ禍での厳しい経営環境を十分に考慮し、既往債務の実績や返済能力など金融ベースでだけで判断しないこと。
- ③返済条件の変更に柔軟対応し、新たに発生する保証料などを県と名古屋市で負担すること。
- ④制度融資は、市がイニシアティブを発揮し、名古屋市信用保証協会や金融機関を指導し、公的融資制度の役割発揮に力を注ぐこと。

IV. 市民とともに進む文化、芸術振興施策を

- ①コロナ禍で疲弊した文化・芸術を支援するため抜本的な財政措置をすること。
 - ア) コロナ禍の中で文化活動を安全、安心に遂行するため、市の管轄する公共施設にWiFiを利用できるようにすること。
 - イ) 公演、文化行事、文化サークルが安心して活動できるよう出演者、スタッフ全員にPCR検査を市の費用で行うこと。
 - ウ) 文化小劇場など市の施設がコロナ感染症に対応している施設か調査し、必要な手立てをとること。
 - エ) 市の公共施設を当分の間無料にして文化・芸術活動を支援すること。
 - オ) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校に演劇、音楽、映画、絵画、写真から文化に触れる場をもうけること。その際地元文化団体もくわえること。
- ②文化芸術基本法の趣旨をふまえ、表現の自由を守るために市民の表現活動の機会を公的に保障すること。文化・芸術活動への助成にあたっては、“金は出しても口は出さない”という原則を徹底すること。
- ③市民会館建替による跡地を含む金山の再開発には、市民会館利用者や市民の意見をよく聞

き、文化、芸術、スポーツの場となる施設にし、市民本位の文化都市としての名古屋を象徴するものにすること。ボストン美術館跡を文化芸術関係の集合的な施設として再利用すること。

- ④名古屋市内には「客席 1000 人級のホール」が少なく、公演の「名古屋飛ばし」が起こっている。自主的な演劇鑑賞活動の保障などのためにも、県と連携して演劇公演も可能な「客席 1000 人級のホール」を建設すること。
- ⑤創造拠点としての「稽古場」不足解消のため、統合で閉鎖・廃校小・中学校の利用を検討すること。
- ⑥定期的に開催し実績を積んでいる地元文化行事について、文化小劇場などの優先利用させるルールを検討すること。
- ⑦市美術館、博物館などの企画展等の入場料をできるだけ安くすること。働いている人に対して入館時間の延長日をふやすこと。展覧会開催者に対し、会場料をできるだけ安くすること。
- ⑧トリエンナーレ等大型事業時も、現代アートを減退させず、地元文化の活性化を考慮するとともに、地元芸術家たちとの連携を持ちつつ、もっと親しみやすい美術展とすること。
- ⑨動植物園、水族館、科学館、博物館、美術館等で、市民の声を受け止め、魅力ある企画をさらに推進すること。
- ⑩図書館の指定管理者制度を見直すとともに、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は、市民や利用者、学識経験者の意見を聞き、再検討すること。
- ⑪市民芸術祭は、助成金の増額や会場費の負担などで、より魅力的なものとする。小説、詩、短歌、俳句、川柳など文芸出版活動への助成で、文芸振興をはかること。
- ⑫希望する文化芸術分野の団体と観光文化交流局との懇談を、各ジャンル代表が参加した年 2 回以上の定期的な懇談会（文化懇談会）にすること。
- ⑬映写機のデジタル化にともなうフィルムの保存、管理など、映像文化の保存について、関係者の意見も聞いて検討し、必要な予算処置を講ずること。

V. スポーツのあり方を市民本位の施策で

- ①スポーツ基本法に基づき名古屋市スポーツ施策の充実をはかり推進すること。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。市民の誰もがスポーツを楽しめる条件を整備、拡充すること。
- ②スポーツが平和に果たしてきた役割を重視し、スポーツを通じて性別、世代、国を越えて市民レベルの交流を推進すること。
- ③スポーツから暴力、ハラスメント、ドーピングの撲滅のため、啓発活動を行うこと。
- ④新しい県体育館など施設新設計画において、収益性の高いイベント中心の計画とならないようタウンミーティングなどを通じ、計画段階で市民スポーツ優先となる施設計画を幅広い市民の意見を取り入れてすすめること。
- ⑤年々体育館や屋外スポーツ施設の利用者が増えているが、全国的にもスポーツ施設は激減し続けている。年間を通じて会場の確保が年々難しくなっている。これらのことをふまえて施設の増設を進めること。また既存の中学校施設の開放事業のみならず高等学校、大学への拡大、民間の新規活用の検討を進めること。
- ⑥受益者負担の考え方をとらず、施設利用料の値上げをしないこと。
- ⑦2026 年アジア競技大会は市民スポーツの振興につながるよう、市民が参画した予算、大会

運営、施設整備計画とし、透明性のある組織運営とすること。

- ⑧全国各地で取り組まれているコンベンション支援制度を名古屋市でもつくり、観光活性化をはかりながらスポーツ団体への財政援助を行うこと。
- ⑨新型コロナウイルス感染症で大打撃を受けたスポーツ団体を通年で援助する、スポーツ補助金制度をつくりスポーツの発展に寄与すること。
- ⑩草の根の国際スポーツ交流が促進できるよう、市として援助すること。
- ⑪障害障害がある人もない人も、同じ場所で日常的にスポーツに親しめる施設建設と環境づくりを早急にすすめること。

第4章 安全、平和をまもり住み続けられる名古屋へ

I. 地震・台風などの災害から市民を守る

(1) 災害を防ぐ防災・減災施策を着実にすすめる

- ①海岸・河川の堤防・防波堤・防潮壁・護岸・水門など、水際の防災施設について、構造物の耐震化や地盤の液状化対策と軟弱地盤の改良などを急ぐこと。管理主体が異なる防災施設について、情報共有をすすめること。災害がれき対策を全庁的かつ広域的にすすめること。
- ②従来規模を大きく超えるスーパー台風の発生や突然の局地的な豪雨災害への備えを強化すること。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の福祉施設等での避難計画策定を支援し、予防的避難もふくむ訓練実施と情報連絡体制づくりに取り組むこと。
- ③暴風被害に備えて、耐風性の基準や対応基準をつくること。風力測定箇所を増やすこと。
- ④ライフラインの耐震化、老朽化対策を進めること。水道事業などの直営を堅持し、消防職員を「消防力の整備指針」に基づき増員すること。
- ⑤電力会社に働きかけ、電線の地中化、非常電源・自主電源の確保をすすめること。
- ⑥丘陵部の宅地の危険性に関する検査結果及び熱海での土石流災害を踏まえ、大規模盛り土造成の分布状況を把握し、宅地の耐震化など具体的な対策を推進すること。
- ⑦病院や大規模集客施設をはじめ、宅地を含めたすべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的に進めること。そのための財政支援を行うこと。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして促進すること。
- ⑧市内にある危険なブロック塀等の実態調査を行い、道路沿いに限らず広場や公園に隣接するブロック塀も撤去助成の対象とするとともに、代替フェンス設置への補助制度なども設けて撤去を促進すること。

(2) 必要な地域に有効な避難の場を確保する

- ①新型コロナウイルス感染症流行のもと、「3密」を回避するため、施設を活用した避難所では一人当たり4㎡を確保するため、ホテル、旅館、民間会議室など多様な形態での避難所をできる限り多く確保すること。避難所の衛生環境の確保、十分な換気の実施と感染が疑われる場合の専用スペースの確保を進めること。在宅避難者への備蓄・供給ルート、住民の情報連絡網を確立すること。
- ②津波災害警戒区域に指定された地域への津波ハザードマップの作成、避難訓練の実施、固定資産税の減免制度も活用した避難施設の確保、避難促進施設の管理者による避難確保計

画の策定、東南海地震に伴う事前避難計画の具体化など、津波から確実に「逃げる」体制を早急に整備すること。あわせて、住民と関係事業者等への周知を徹底すること。

- ③津波浸水予想地域での新設ビルには津波避難機能を義務づけ、コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替えること。大規模風水害に対応する広域避難のために近隣自治体及び県と連携し、避難先の確保と日常的な情報交換や訓練に努めること。
- ④特別な支援を必要とする市民のための福祉避難所の設置を拡大すること。避難所の徹底したバリアフリー化を進め、難病患者を含む災害時要援護者リストの充実をはかること。
- ⑤要援護対象者に関する個別避難（支援）計画を策定すること。
- ⑥災害関連死を防ぐための避難所の環境改善に取り組むこと。とりわけ、「トイレ、キッチン、ベッド」（TKB）の改善・整備に向けて必要な装備（洋式移動式トイレ、キッチンカー、段ボールベッドなど）を計画的に整えること。学校体育館へのエアコン設置を早期に完了すること。
- ⑦避難所施設では、とくに女性の人権・ニーズに配慮した運営を行うために避難所運営組織への女性参加を義務化すること。
- ⑧ペットを連れた避難者に対応できる設備、スペースを確保すること。

（3）防災情報を市民に確実に届け、防災訓練・防災教育を進めること

- ①各地域・職場で行われる防災訓練、避難訓練、避難所運営訓練および住民主体の防災マップづくりを支援すること。感染予防対策や健康管理の知識や技術を学んだ健康危機管理サポーターの育成を進めること。
- ②浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導體制の整備を定めた計画を市の責任で策定すること。
- ③学校での防災教育・防災訓練を強化すること。学区の避難場所として学校の用務員・調理員を含む職員体制を充実すること。市内外の大学や私立高校などと避難所利用協定を積極的に結ぶこと。

（4）被災者の住まいと生活の再建を支える施策を拡充すること

- ①被災者生活再建支援法の支援対象が中規模半壊世帯まで拡大されたが、最も多くの被災世帯が該当している「一部損壊」世帯までを対象とするよう国に働きかけるとともに、独自に対象を拡大した被災者支援制度を設けること。
- ②被災者生活再建支援金を最大500万円（全壊）になるよう独自助成制度を設けること。
- ③被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談体制と被害の態様や程度によって、補助金・給付金その他返済不要の資金援助も検討すること。

Ⅱ. 大型開発優先でなく、環境にやさしい名古屋づくりを

（1）原発ゼロ、再生可能エネルギー活用で温暖化防止推進、「SDGs未来都市」にふさわしい環境先進都市名古屋を

- ①気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を行い、パリ協定の2030年度の温室効果ガス排出削減目標である、2010年度比約45%削減、2050には正味ゼロを可能にする、具体的取り組みを進めること。
- ②化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を進めること。名古屋市として再生可能エネルギーへの具体的な転換目標を定め、専門部局を設けて推進すること。太陽光発電、

風力発電など再生可能エネルギー導入への支援を拡大、充実すること。また「自然エネルギー条例」を制定し、事業に取り組む中小企業やNPO、市民を支援すること。

- ③南海トラフ巨大地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れること。
- ④名古屋市民にも多大な影響を与える原発を所有する関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構に、立地・稼働で意見できる立地自治体に準じた安全協定を申し入れること。
- ⑤福島第一原発事故に関連して、名古屋市へ避難されている方人の健康を守り、不安を解消するために十分な支援を行うこと。
- ⑥「プラスチックのゴミ・ゼロ」をめざし取り組みを加速すること。
- ⑦発がん性が疑われる「PFOS」を含む泡消化剤の廃棄をすすめること。
- ⑧各種審議会と委員会などに公募の委員を増やすこと。
- ⑨高層ビルなどの大規模開発も環境アセスメントの対象にすること。

(2) カジノ誘致反対、環境と市民生活に影響を与える事業は見直す

- ①名古屋駅周辺などへのカジノ誘致は、刑法が禁ずる賭博を合法化して地域経済を吸い上げ、ギャンブル依存症など不幸をまき散らすものであり、きっぱり反対すること。また国に対してカジノ実施法の廃止を求めること。
- ②木曾川水系連絡導水路計画は中止するよう国に働きかけること。長良川河口堰の開門調査を早期に実施するとともに、国に「合同会議」の開催を働きかけること。
- ③あおなみ線でのSL定期走行、中部空港二本目滑走路、リニア開業を見据えた名古屋駅周辺まちづくり構想など、不要不急の大型事業は行わないこと。
- ④金城ふ頭の巨大立体駐車場の維持には関連企業にも応分の負担を求めること。またアジア最大級の大規模展示場建設は中止すること。
- ⑤「廃止候補路線」となった山手植田線や八事天白溪線など都市計画道路に関しては速やかに都市計画を廃止すること。
- ⑥市長が2014年12月に「道路事業の廃止」を発表した弥富相生山線については、早期に都市計画を廃止し、里山保全をすすめること。

(3) 自転車道路整備など、より積極的な環境都市なごやを目指す

- ①自転車利用促進のために、自転車道整備や駐輪場の無料化をすすめること。地下鉄付近の駐輪場は、公共交通利用の中学生、高校生、大学生はすぐに無料にすること。
- ②新たな路面公共交通システムについては、自動車からの転換と市民の生活の足としての役割を果たせる計画とすること。
- ③市内を流れる河川の浄化に引き続き努力すること。河川の水質基準、類型指定引き上げを県に働きかけること。
- ④大気汚染物質の環境目標値は、PM2.5を含め引き下げることなく早期達成をめざすこと。
- ⑤里山などの多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率30%（2020年度21.5%）をめざす新規緑地保全計画を策定すること。
- ⑥街路樹や道路、公園、河川敷等は外観を美しく保つため、削られてきた予算を増額し必要な剪定・除草を計画的に行うこと。
- ⑦「環境科学調査センター」を公害防止、環境保全、市民の健康を守る施設として、調査、研究体制を維持、充実させること。市民の安全と安心に関わる測定、調査業務は民間に外部委託せず、市で実施すること。新たに基準や監視項目に追加されたものは市で測定する

こと。

- ⑧四日市の「四日市公害と環境未来館」に学び、名古屋でも市内で起きた「公害」を後世に伝え、再び深刻な公害被害を未然に防止するために、「公害資料館」（仮称）を、公害被害者や市民の協力も得て開設すること。「エコパルなごや」を拡充・充実させること。
- ⑨公共交通機関の利用を促進する上でも、敬老パスの利用制限をしないこと。
- ⑩名古屋高速道路の黄金・新州崎ランプは新たな渋滞、交通公害をもたらす恐れがあり撤回すること。

（４）リニア新幹線は中止を求めつつ、市民の要望に沿った対応を行う

- ①過大な需要予測、財政負担、環境への影響、エネルギー浪費などの問題を抱えるリニア建設は、中止するようＪＲ東海に申し入れ、国に対してはたらきかけること。
- ②東京外環道路工事で貧酸素ガス地表噴出や地面陥没の事故が発生した。公益上、必要性も安全性もない大深度地下法を執行停止し、廃止するよう国に求めること。
- ③リニア中央新幹線計画について、電磁波による健康被害、地盤沈下や地下水への影響、土砂処分方法など住民の不安に対して、丁寧な説明を行うようＪＲ東海に働きかけること。
- ④名古屋市など沿線自治体から環境アセスメントで指摘した事項について、ＪＲ東海からは十分な回答がなされておらず、あらためて市の指摘事項の反映状況を検証すること。
- ⑤名城非常口の新設工事について、東海市への発生残土運搬ルートについて、環境影響調査がないまま工事を開始することがないように、工事の停止をＪＲ東海に申し入れること。
- ⑥市民の不安に応えるため、市民の要望・相談を受け付ける窓口を、市として設けること。
ＪＲ東海が環境保全事務所で聞いた市民の要望を市として把握するルートを設けること。
- ⑦立ち退きへの不安などを抱える沿線住民に対し、ＪＲ東海が説明責任を果たすよう申し入れること。用地買収などＪＲ東海が行うべき仕事を、市が肩代わりしないようにすること。
- ⑧リニア工事による買収予定地での、地上げ屋による立ち退き強要の暴挙について、実態を把握し止めさせること。
- ⑨ＪＲ東海はこれからすすめる大深度地下工事について地上権者には影響ないとしているが、東京外環道路工事の貧酸素ガス地表噴出や地面陥没、地下空洞の被害例もあり、地上権者への地下使用にかかわる補償も含めた丁寧な計画の説明を行うよう、ＪＲ東海を指導すること。

（５）大気汚染監視を強め、市民の健康と安心を第一にした、環境行政を進める

- ①大気汚染常時監視測定局について、名古屋市全体の汚染状態を把握する観点から、現在の測定局数を上限とせず、測定局の設置数を見直し必要な地点に新設すること。
- ②PM2.5の環境基準を達成維持し、環境基準より厳しいWHO並みの環境目標値を掲げ、汚染低減をはかること。
- ③ぜん息患者への医療費助成制度を実施すること。
- ④震災による倒壊によってアスベスト飛散の危険もあり封じ込めなどの措置済み施設も含め、アスベスト使用施設（市営住宅を含む）から早期にアスベストを除去すること。アスベスト使用の有無についての正確な調査を行うこと。民間施設にはアスベスト調査・除去費用の補助制度活用を進め、解体工事現場への監視・立ち入り指導を強化すること。

Ⅲ. 「平和都市宣言」に基づき、憲法 9 条が生きる平和な名古屋を

(1) 「非核平和都市宣言」を決議し、非核・平和行政を推進するために

- ①国に核兵器禁止条約の署名・批准を要請すること。
- ②核兵器のすみやかな廃絶と非核三原則の厳守、憲法擁護を含む新たな「非核平和名古屋市宣言」を発すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与する非核平和事業を予算化すること。また日本非核宣言自治体協議会に加入すること。
- ③平和首長会議への加盟自治体として、平和首長会議が提唱する平和行政の取り組みを行うこと。
- ④侵略戦争の反省にたつてつくられた憲法の精神にたち、歴史の真実に向き合う姉妹友好都市交流、憲法 9 条にもとづく平和都市外交を広げること。
- ⑤政府に対し、憲法違反の「安保法制（戦争法）」「秘密保護法」「共謀罪法」「土地利用規制法」廃止、「集団的自衛権」容認の閣議決定撤回を求めること。
- ⑥「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」において、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集を進めること。資料として、「原爆と人間」（日本被団協作成）を加え、被爆の実相を伝える原爆パネルの展示を含む、企画展示を行うこと。各区の図書館や生涯学習センター、区役所など市民に身近な場所での「収蔵資料展」「原爆パネル展示」「広島市立基町高等学校の生徒による『原爆の絵』」の活用を行うこと。被爆者団体が例年金山総合駅で開催する「原爆展」への支援を行うこと。
- ⑦戦争、被爆体験を聴く取り組みや、広島、長崎の平和記念式典への参加など、小・中・高生への平和の大切さを伝える取り組みを強めること。
- ⑧小・中学校における平和読本の作成・活用をはじめとした学校平和教育を推進すること。資料館が作成した平和学習パンフレット「愛知・名古屋 私たちのまちにも戦争があった～平和について考えよう」（2020/7/31）を普及活用すること。
- ⑨学校で行われる職場体験、「総合学習」などによる自衛隊職場体験や、自衛官の募集を中止すること。とりわけ、自衛隊募集に関する住民基本台帳の対応として、昨年度までの「抽出閲覧」から、宛名シールを住民基本台帳データに基づき作成し、自衛隊に対して提供することは、人権やプライバシーの尊重の面から許されない。ただちに中止すること。

(2) 被爆者支援を強化する

- ①名古屋市においても被爆者への支援を強化すること。被爆者全員に援護費として毎年 1 万円支給すること。
- ②原爆被爆者の自主的な活動を進めるために、補助金を増額するなど支援すること。とりわけ、高齢化し、年々減少している被爆者の被爆体験の継承は、時間が限られてきている。今だからこそ、被爆体験の継承事業と、それを活かした平和施策をすすめるための予算を大幅に拡大すること。
- ③被爆二世、三世の対策についても、名古屋市としてアンケートや健康診断、健康相談など積極的に進めること。被爆二世への医療費助成、被爆二世健診に対する独自の補助によるガンなどの健診項目の拡大をすすめること。

(3) 航空宇宙産業クラスター形成特区の軍事産業との一体化を防ぐ

- ①「武器輸出三原則」撤廃は、憲法の平和原則を蹂躪する暴挙であり、国に対して、防衛装

備移転三原則の撤回と武器輸出三原則の厳守を求めること。

- ②愛知県とともに指定を受けた「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」においては、軍事産業支援につながる施策はとりやめ、「特区」の成果の軍事転用の禁止を明確にすること。
- ③核攻撃機である米軍機を含め他国の軍隊のF35が飛来して、名古屋飛行場に隣接する三菱重工において修理点検することに対して、名古屋市として反対の意志を表明すること。
- ④機体の欠陥が多数指摘されているF35Aの市街地上空での試験飛行に反対する旨を国に申し入れること。
- ⑤国内で最終組立て等を行ったF35Aは米国政府が管理しており、日米地位協定が適用される。米軍機の試験飛行や修理を目的とした名古屋飛行場利用の取り決めについての考え、また地位協定のどの規定で利用しているのか明らかにすること。
- ⑥名古屋市地域防災計画では、民間機と自衛隊機の墜落などの対策が述べられている。しかし、三菱重工でテスト飛行を行っているF35は、「日米地位協定の適用のある航空機」であれば、日本の法律による対策がとれないことになる。名古屋市として対策をとること。
- ⑦F35の試験飛行、リージョナルデポを受け入れるのであれば、名古屋市地域防災計画にも位置づけること。

（４）航空自衛隊小牧基地、自衛隊の行軍訓練などに関して

- ①地元2市1町が求める「輸送・教育業務」を超える小牧基地機能強化反対の意思を、名古屋市としても国に示すこと。ブルーインパルス展示飛行・地上展示に反対すること。自衛隊機の低空飛行などの危険な訓練の中止を求めること。
- ②地元2市1町が、小牧基地・政府に求める米軍機、他国の軍用機の県営名古屋空港の利用禁止を、名古屋市としても求めること。
- ③市民の安心・安全を守るため、名古屋市として、行軍訓練をはじめ、基地・演習場外で行われる、あらゆる訓練や演習の中止を、陸上自衛隊第10師団に申し入れること。訓練や演習に関連した自衛隊員の公園や公的施設の利用は、住民に恐怖を与え、公園利用を阻害するので貸し出さないこと。
- ④土地利用法廃止を国に求めること。

（５）名古屋港へ戦闘艦を入港させない

- ①商業港であり平和な港である名古屋港に、米艦船の入港が相次ぎ、自衛隊艦船の入港についても常態化している。全ての軍事艦船の入港に反対すること。
- ②全ての外国軍艦に非核証明書を求めることを柱に「非核名古屋港宣言」を行うこと。
- ③名古屋港での米軍の陸揚げにあたっては、実態を調査・把握し、市民の安全を確保するために検疫を厳密に行うよう国に求めること。

第5章 「市政の主人公は市民」を貫く市政を

（１）健康で文化的な生活が営めるまちを

- ①市政運営の基本は、憲法と名古屋市基本構想の「憲法精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」理念を活かし、民主的・自主的な行財政運営を行うこと。

- ②富裕層に有利な個人市民税の一律減税（５％）を廃止し、低所得者、高齢者、中小零細業者等の生活改善を図る減免制度の拡充で、福祉施策を充実させること。
- ③行財政改革はコストや定員の削減を前提・優先とせず市民の暮らしと安全を向上させることを最優先とすること。
- ④市の行政運営は直営・正規職員を基本とし、住民サービスの拡充は職員の増員によるマンパワーの充実で行うこと。あわせて、すべての現業業務で新規採用を再開すること。災害時であっても機能する職員体制とすること。会計年度任用職員など非正規職員の処遇の改善を図ること。
- ⑤ゴミ処理行政について、民間委託ではなく、直営事業として行うこと。また、さらなる民間委託の拡大は、行わないこと。
- ⑥公共性がきわめて高い上下水道事業の運営については、公営企業法に基づく体制とすること。

（２）民主的・自主的な行財政運営を

- ①市の機関・公所・窓口などは、市民サービスの観点から集中化は行わないこと。市税事務所は区役所に戻すこと。指定管理者制度などによる行政責任の放棄やコスト削減優先の「公の施設」の見直し、事務事業の民営化をやめること。
- ②政策形成過程の文書・情報を含め名古屋市の情報をすべて主権者である市民に公開し、市民が行政施策の形成に積極的に参加できるようにすること。
- ③住民自治の要となる区役所機能を強化し、区独自予算の配分と区の権限を強化すること。また住民自治の発展のため、学区単位の自治推進を支え、学区間の連携を支援すること。
- ④マイナンバーの運用を拡大しないこと。
- ⑤正規・非正規職員を問わず、全職員に憲法・地方自治法に関する研修を行うこと。
- ⑥デジタル関係法が成立したが、デジタル技術は、行政サービスの充実、福祉の向上、基本的人権の擁護のために活用すること。活用にあたっては個人情報保護し、住民参加を保障すること。自治体の独自施策への制限につながる、国による情報システムの共同化・集約化に反対すること。

（３）名古屋城について

- ①現天守閣の解体および木造化は中止し、今後については市民参加で抜本的に再検討すること。
- ②現天守閣の耐震改修と老朽化対策、バリアフリー改修を行うこと。
- ③歴史的価値が高い石垣を詳細に調査し、保全修復を丁寧にする。
- ④特別史跡にふさわしく学芸員を増員すること。